

預貯金口座へのマイナンバー付番論議の経過と状況

[1] 特別定額給付金失敗からはじまった議論…変遷し矛盾する政府の説明

1) 5月1日開始の一人10万円の特別定額給付金のオンライン申請の「失敗」

2) 5月19日自民党政務調査会マイナンバーPT「マイナンバー制度等の活用方策についての提言」

- ・緊急時に速やかな給付を行う口座登録制度の創設

緊急時等に国がマイナンバーを利用した迅速かつきめ細かな給付を実現するため、**本人同意で預貯金口座を登録できる議員立法**の制定を目指す。

- ・マイナンバーカードの多機能化

マイナンバーカードの多機能化や暗証番号の代わりに生体認証を活用できる仕組みなどを検討

- ・さらなる給付の迅速化・効率化に向けて

緊急時等の給付や大相続時代の対応における口座の管理をより効率化するため、国民生活の利便性向上と安心の観点から、**マイナンバーの口座紐づけの義務化**を目指し、政府に令和2年中に結論を得るよう要請する。

3) 6月8日自民・公明・維新「緊急時給付迅速化法案」国会提出（内閣委で閉会中審査）

緊急時給付迅速化法案の概要

（特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律案）

立法の趣旨

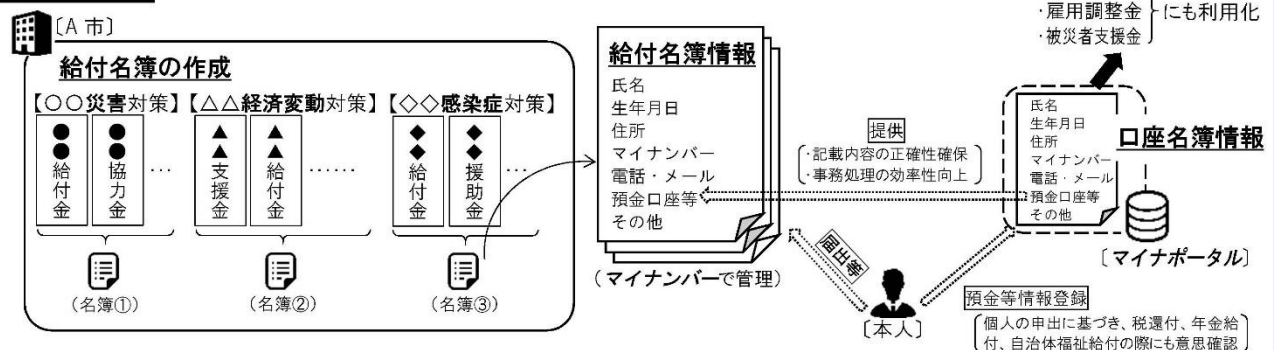
- ✓ 新型コロナウイルス対策の一環として、既に特別定額給付金等の給付が実施されているところであるが、マイナンバーカードの普及が進んでいないこともあり、現場においては様々な問題が生じている。
- ✓ 生活支援や事業者支援あるいは経済対策として、今後新たな給付施策が実施されることも想定される中で、迅速かつ確実な給付を実現するための社会インフラを整備する必要がある。

中でも急務の課題である…

- ① マイナンバーによる給付名簿の管理
 - ② マイナポータルへの口座情報の登録
- これらを**議員立法**で措置！

※ なお、下記のほか、附則で、①金融機関が預貯金者からマイナンバーの提供を受ける方策の検討の加速化、②自治体情報システムの規格整備、③より簡便な方法での給付金受給の方策等の検討事項を規定
※ この法律の施行日は、公布の日

法案の概要



(出典: https://www.shindo.gr.jp/cms/wp-content/uploads/2020/06/02_img.pdf)

4) 当初の政府の説明……全口座へのマイナンバー付番の義務づけ

- ・高市総務大臣5月22日閣議後記者会見

預貯金口座とマイナンバーとの紐付けについて、次期通常国会に向けて内閣官房番号制度推進室に検討を指示したことを表明「可能であれば全ての預貯金口座にマイナンバーを紐付けたい」

- ・菅官房長官6月1日記者会見

全ての預貯金口座とマイナンバーのひも付けの義務化を関係省庁で検討する

5) 政府の方針転換……2段階で法案を検討していくことを表明

【高市総務大臣6月9日閣議後記者会見】←議員立法案とは真逆の内容

- ・給付のため、全国民に1人1口座のマイナンバーの付番と登録の義務づけ

「振込口座の登録が一部の方にとどまるのであれば、登録してくださらない方には、別途、口座情報を申告していただかなければならなくなり、結局、緊急時の給付金事務の簡素化が限定的」

「全ての国民の皆様は、「行政からの様々な給付を受けるために利用する一生ものの口座情報」を、1口座のみ、マイナンバーを付番して登録していただくための制度」を政府提出法案として準備

- ・全口座へのマイナンバー付番は希望者に

自身の相続時の経験などから全ての口座をマイナンバーと紐付けておけば便利になると思っていたが、「よくよく熟慮しますと、全口座への付番については、希望者の方だけでも良いかなと思いました」

※「政府が5月、金融機関の全ての預貯金口座とマイナンバーをひも付ける仕組みを打ち出した事例だ。災害時などに素早く現金給付する狙いだったものの「個人の所得と資産が筒抜けになる」との反対論が与党内で上がった。所管する高市早苗総務相が「口座内容を把握するものではない」と説明しても理解は得られなかった。全口座と連動させるのは断念し、1人のマイナンバーに1口座だけ結び付けることにした。」（日経新聞2020年9月4日）

※5月22日 高市総務大臣閣議後記者会見

「政府に全ての金融資産情報を把握されるのではないかと」いった懸念をお持ちの方もおいでかもしれませんが、その心配はございません。つまり、口座の中身を把握されるのではなく、それぞれの方がどの金融機関に口座をお持ちかという口座の所在について、全ての国民の皆様は付番されているマイナンバーと紐付けておくことで、自らそれを知ろうとするときに大変便利なことであろうと思っております。

6) 平井卓也新大臣の見解（デジタル改革担当・IT政策担当・マイナンバー制度担当）

議員立法成立への意欲。「高市大臣の発言趣旨は分からない」。法案の所管は総務省？

【令和2年9月18日記者会見】

（問）マイナンバーの銀行口座の付番…高市前総務相は1口座に義務化ということをおっしゃっていましたが、議員立法も出ていますが、その辺りの平井大臣のお考えをお聞かせください。

（答）私はあの時の議員立法の提出者で、あの法律は通ると非常にいいなと。マイナポータルに紐づけていて、今回、次の給付がもしあったとしたら非常に役立つ法律なんではないかと思うんですが、銀行付番のことは、総務省の方で引き続き検討している話かなと思うので、今、直接私自身がそれをどうしようというふうには何も考えていません。……

総務省で今までどのような議論をしたかということも踏まえて、ゆっくり意見交換をさせていただきたい、まだそこまでできていないんです、全ての。ただ、あの法案は要するにデジタル庁を作る法案とは関係ないので、**まずはデジタル庁の関連法案を急いでいるわけです。**……

【令和2年9月25日記者会見】

(問) マイナンバーと口座の付番の話について、昨日のテレビでも「議員立法の方がまずあるので」という話をされていましたが、基本は議員立法の任意での付番というのを進めていくという解釈でよろしいのでしょうか。

(答) まずはやっぱり国会でお決めになることなんですけれども、私も当時議員立法の提出者でありましたので、あの法案をできるだけ速やかに成立させていただければ、希望者においてはすごく迅速に給付ができる体制が整うと。ただ、法律が通ってもそのシステムを少し改修しなければいけないところもあるので、直ちにとはならないと思う……。

もう1つの銀行付番の話は、法律の附則の中に書いてあった検討が今も続いていると考えていて、それはある一定の時期に何らかの結論が出るように議論を進めるんだと思っています……

議員立法は議員立法で閣法と違いますので、国会の意思として提出されるわけで、高市大臣の御発言の要旨はよく分かりませんが、**高市大臣の案も含めて今後検討課題**にのっていく……

・ 2020. 10. 13 平井デジタル相 マイナンバーと口座ひも付けで銀行に協力要請

[2] 預貯金口座への付番の経過…そもそも資産把握(とペイオフの名寄せ)が目的

1) 2015年番号利用拡大法……預貯金口座にマイナンバー(任意)付番、その理由

- 1) ペイオフ(銀行破綻時に預金保険機構が一定額の払い戻し)の際の預貯金額合算の名寄せに利用
- 2) 社会保障制度における資力調査や税務調査で、預金情報を効率的に利用

2015年9月3日に、改正マイナンバー法が成立
● さらなる効率化・利便性の向上が見込まれる分野についてマイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を図るとともに、<u>マイナンバー制度の主たる担い手である地方公共団体の要望等を踏まえ、所要の整備を行う</u>
1. 預貯金口座へのマイナンバーの付番 ・ 預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能に ・ 金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする
2. 医療等分野における利用範囲の拡充等 ・ 健康保険組合等が行う被保険者の情報の管理等に、マイナンバーの利用を可能とする ・ 予防接種履歴について、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする
3. 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等 ・ すでにマイナンバー利用事務とされている公営住宅(低所得者向け)の管理に加えて、特定優良賃貸住宅(中所得者向け)の管理において、マイナンバーの利用を可能とする ・ 地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする ・ 地方公共団体の要望等を踏まえ、雇用、障害者福祉等の分野において利用事務、情報連携の追加を行う

22

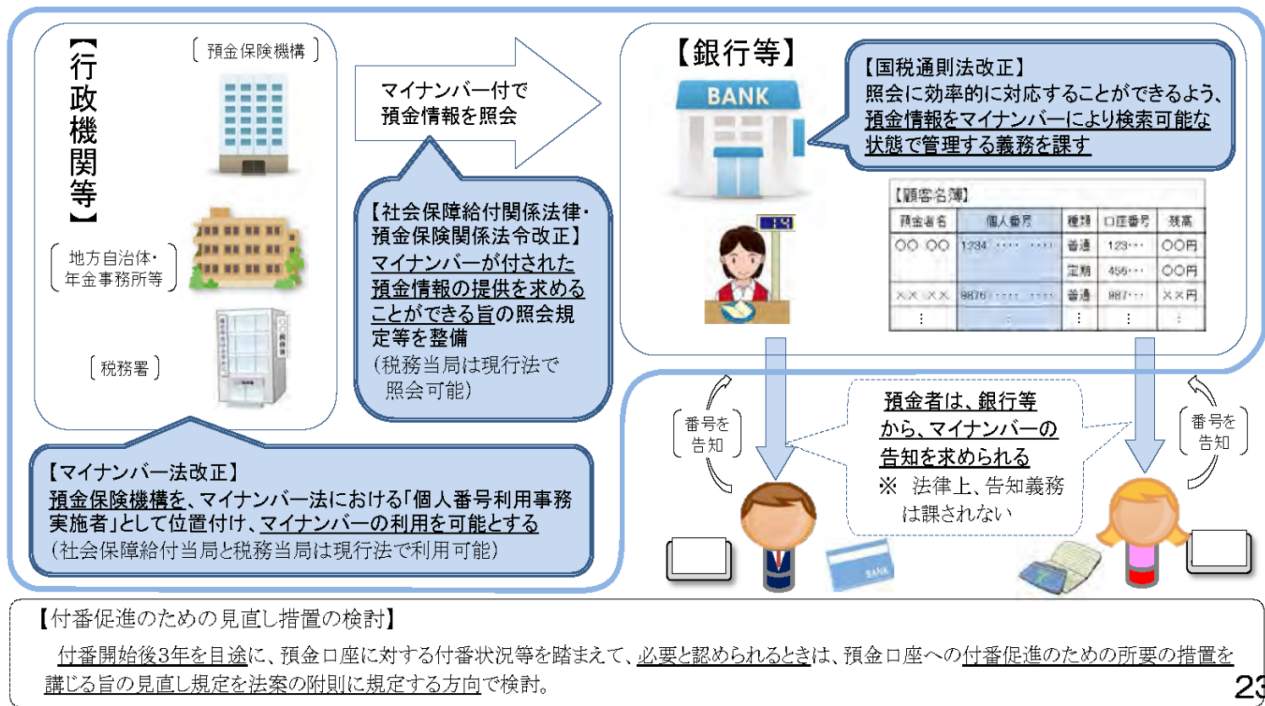
(出典:「マイナンバー制度の開始について」内閣官房社会保障改革担当室2015年12月17日講演資料)

2) マイナンバーの提供は任意で義務ではない(「法律上、告知義務は課されない」)

法律で義務づけられたのは、金融機関側がマイナンバーで口座を管理できるようにすること
預金者は、一般口座開設時に金融機関にマイナンバーを提供する義務は規定されていない。

預貯金付番に係る法整備の概要(財務省作成資料)

マイナンバー法等の改正により、新たに預金保険でマイナンバーを利用できるようにするとともに、その改正法案の中で、国民年金法、国税通則法等を改正し、銀行等に対する社会保障制度の資力調査や国税・地方税の税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるよう所要の措置を講ずる(公布の日から3年を超えない範囲内で政令で定める日から施行の予定。)



23

(出典:「マイナンバー制度の開始について」内閣官房社会保障改革担当室2015年12月17日講演資料)

3) 付番開始(2018年1月)後3年を目途に見直しを、附則で規定

「所要の措置」は付番の義務化を意味せず、利用状況を見て検討していくものだ」と説明

○山口国務大臣 「今回御審議をいただいております改正法案における預貯金付番に関する規定の見直しがございますが、これは、改正法附則十二条第四項におきましては、預貯金付番の規定の施行後三年をめぐり、預貯金者等から適切にマイナンバーの提供を受ける方策及び改正後のマイナンバー法の施行状況について検討を加えて、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずることというふうなことになっております。

三年後、どういうふうな見直しをするかでありますが、少なくとも、現時点では全く予断は持っておりません。この法案が成立をすれば、この規定に基づいて、その後、検討されていくものであらうと思います。」(2015年5月15日 第189回国会衆議院内閣委員会 宮本(徹)委員に対する答弁)

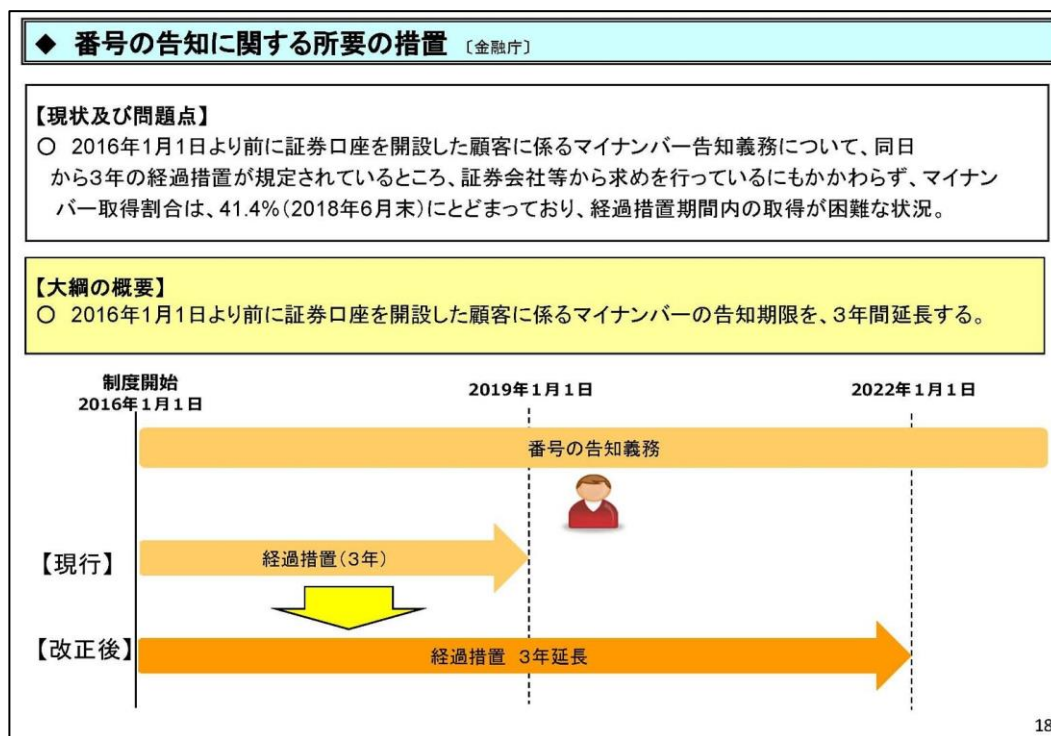
4) 付番開始3年間の状況

進まなかった口座への番号付番……「必要がある」「国民の理解」とはいえない

・ 1%に満たないマイナンバーの付番状況

「現在も口座情報とのひも付けは「任意」で行われており、全国銀行協会によると、ひも付いているのは、個人預金を取り扱う163行で972万件(2019年末現在)。日本にある口座数は、銀行、信用金庫、ゆうちょで計約10億口座とされ、1%に満たない水準だ。」(2020年6月1日 毎日新聞朝刊)

・ 証券口座も2018年12月まで経過措置が取られたが、2018年6月末時点で41.4%⇒経過措置3年間延長



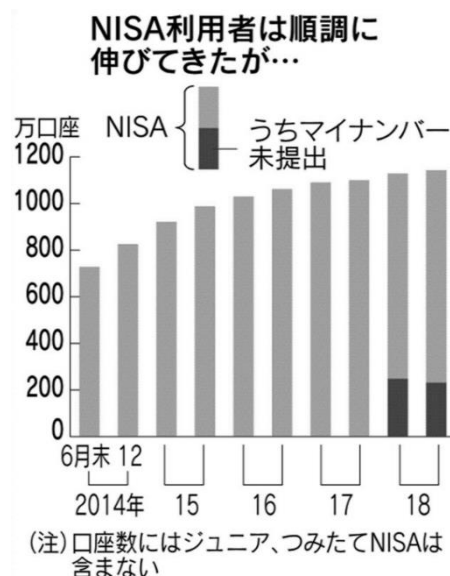
(出典: 「平成31年度税制改正について」 平成30年12月金融庁)

番号提供が進まないため、2020年4月から証券保管振替機構が直接住基ネットから顧客の個人番号を取得し証券会社や企業に提供可能に

・ マイナンバーの告知が義務付けられているNISA(少額投資非課税制度)でも、約2割が未提出

「問題となっているのは既存口座の保有者だ。マイナンバー提出に猶予期間を設け、NISAは17年末に期限を迎えた。未提出者には18年分から非課税枠を割り当てることはなくなったが、NISA口座で17年末までに投資していれば、マイナンバーを提出していなくても非課税の恩恵を受け続けることができる。

18年末時点のNISA口座数は約1142万。未提出者はそのうち20%に当たる約231万口座に上る。……(マイナンバーの提供が必要な5年延長するロールオーバー)の手続きをしないと、2014年に利用した非課税枠の運用資産は自動的に一般または特定口座に移される。 もっとも、一般口座に移されたとしても、それまで得た利益に対する非課税恩恵は剥奪されない。」(2019年2月19日日経電子版=右図も)。



5) 総務大臣が口座へのマイナンバー付番義務化についての検討を依頼

・2020年1月17日高市総務大臣（マイナンバー担当）閣議後記者会見

「預貯金口座に対するマイナンバーの付番の義務化について、これによりまして、相続や災害発生時に引き出しをすることについて国民の皆様の負担軽減ができるように、財務省、金融庁において実現に向けた検討をいただけるよう、お願いいたしました。」

・銀行協会高島会長（三井住友銀行頭取） 2月13日記者会見での口座付番についてのコメント

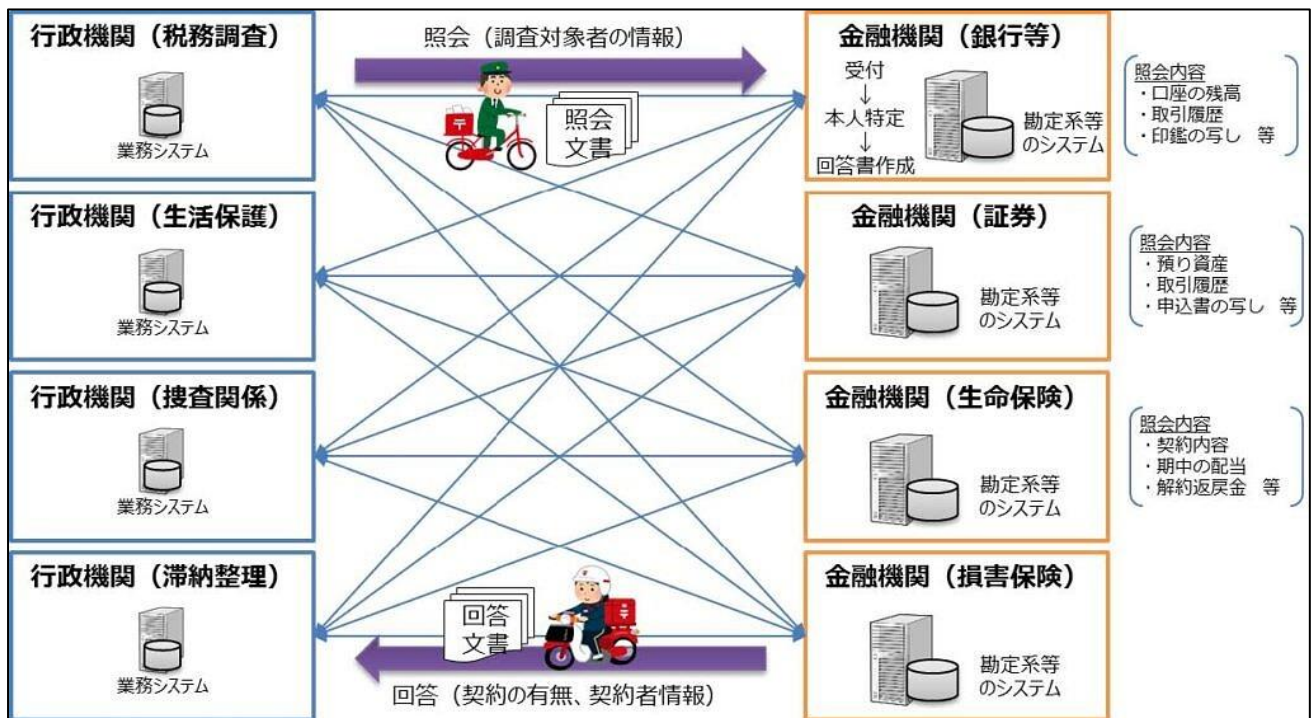
預貯金口座の付番が義務化されたとしても、現状、マイナンバーの利用範囲は、社会保障・税・災害対策の分野における行政手続等に限定されている。したがって、銀行内部の手続等には利用できないわけで、特段、銀行にとって、あるいは金融機関にとってのメリットはないということになる。

半面、申しあげたとおり、各銀行は現在も、あくまで任意だが、マイナンバーの届け出を受け付けて、それを登録するというプロセスはすでにやっているの、そのためのシステムの対応もすでに終わっている。義務化の内容に応じて、既存の口座の名寄せの負担をどうしていくのかという問題が出てくるが、それ以外は特段デメリットもない。

（マイナポイントについて）この枠組みは、将来的には、例えば自治体の給付にも利用されることが想定されており、これら自治体給付金への活用が実現することになれば、これはまさに銀行界として最も貢献できる分野となる。

[3] 付番の目的とされる金融資産調査はどのように行われているか

1) 現状

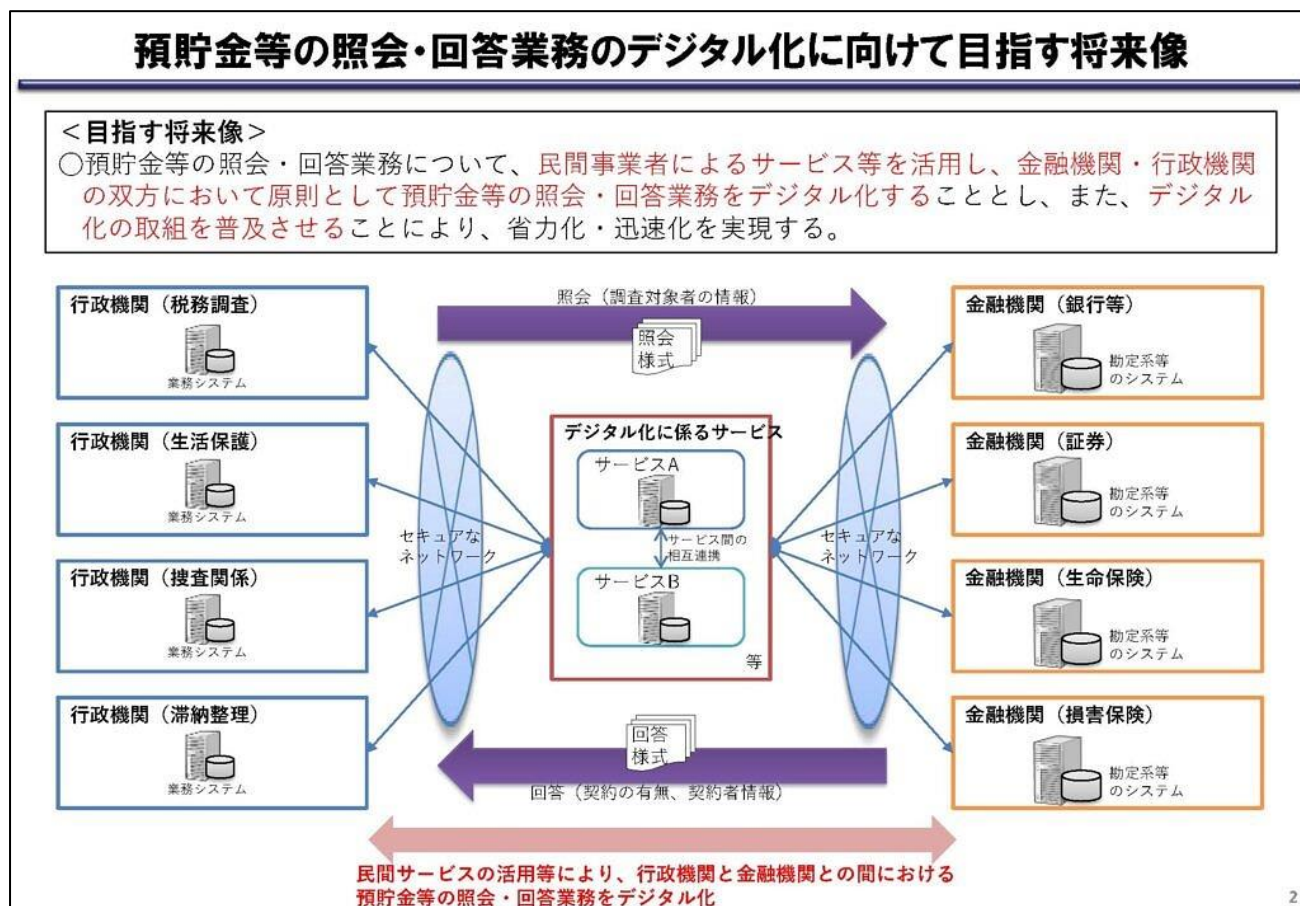


（出典：「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性の取りまとめ 概要」

2019年11月18日IT総合戦略本部デジタル・ガバメント分科会等合同会議）

- ・年間約6000万件の照会・回答
- ・照会元としては地方税関係が6割弱、国税関係が約1割、ついで生活保護、国民健康保険
- ・照会先としては銀行等が約7割強、生命保険会社が約3割弱、ついで損害保険会社、証券会社
- ・照会元は調査対象者の情報を記入した書面を、返信封筒を同封して金融機関に郵送
- ・照会内容は口座の有無、残高や契約内容、過去の取引履歴、契約時の申込書や本人確認など

2) 金融資産調査のデジタル化・一括化の動き



（出典：「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性の取りまとめ 概要」）

デジタル化・一括化の問題点

- ・税務調査、本人の同意書を添付して照会する生活保護等の社会保障の資力調査、捜査関係事項照会書による警察等の捜査という、調査の性質も法的根拠も調査に必要な要件も異なる調査を、一括して照会可能にすることは人権侵害のおそれ
- ・犯罪捜査での照会も同じシステムで一括して行うことは、口座へのマイナンバー付番の目的は税務調査と資力調査のためという立法趣旨に反する
- ・プライバシー性の高い金融資産情報の把握を、民間サービスを使って行っているのか

[4] 口座付番の利用拡大とその目的

1) 金融資産に応じた社会保障の自己負担

- ・2015年6月30日「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2015」

社会保障における負担能力に応じた公平な負担・給付の適正化として、「医療保険、介護保険ともに、マイナンバーを活用すること等により、**金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組み**について、実施上の課題を整理しつつ、検討する」ことが閣議決定

- ・ **社会保障審議会医療保険部会で金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担の在り方について検討**
介護保険……2015年8月から金融資産を勘案した補足給付の見直し

通帳の写しなどの添付を求め、預貯金等が単身1000万円超、夫婦世帯2000万円超は支給対象外医療保険……金融資産を勘案して自己負担を強化することが検討されているが、実務的・制度的・財政効果の課題が指摘(2017年11月8日社会保障審議会医療保険部会資料1-2参照)。

マイナンバーの預貯金口座への付番など正確な金融資産の把握に向けた取組を踏まえつつ検討

2) 徴税強化・税収増、社会保険料の値上げ、社会保障給付のカット

「マイナンバー制度の効果」試算(2014年6月3日第64回 I T戦略本部資料9 甘利大臣提出資料)
「税・社会保険料の徴収及び給付の適正化」として

- ・ 国・地方の税務職員等が業務効率化分を調査・徴収事務に充てる増収効果 **税増収2,400億円**
 - ・ 税収増から反射的に見込まれる国民健康保険料等の収入増、正確な所得情報による給付適正化
- ※算定根拠のいい加減さ

「マイナンバー制度活用における効果」(2018年5月10日 経済財政諮問会議 第13回国と地方のシステムワーキング・グループ資料7-3)では、「業務効率化に係る国・地方の税務職員等を充てることとする場合、税務調査・徴収業務が促進される【**税増収813億円**】」と、なぜか1/3に

3) 犯罪捜査・治安対策(マネーロンダリング、テロ対策)への利用拡大

マイナンバーの刑事事件捜査・治安対策への利用は違憲訴訟でも重要な論点

口座付番にとどまらず、マイナンバー制度全体の治安対策利用の合法化につながる危険

- ・ **5月19日自民党政務調査会マイナンバーPT「マイナンバー制度等の活用方策についての提言」**
口座付番義務化の目的の一つとして「マネーロンダリング対策やテロ資金対策」が入っている

「緊急時・災害時の給付における預貯金口座管理をより効率化するとともに、マネーロンダリング対策やテロ資金対策の観点から、より適正な口座管理への国際的な要請がある。

さらに、金融機関の破たんにより備えた口座の名寄せの実効性を高めることや、災害時や感染症事態など様々な緊急時やこれから多くの人が当事者となる相続時等において、国民と金融機関の双方がデジタル化のメリットを享受できる仕組みを早期に構築することが重要である。

こうした観点から、マイナンバーの口座紐づけを義務化する法案について令和3年度の国会提出を目指すべき。」

- ・ **2015年番号利用拡大法の検討過程では、マネーロンダリング対策も口座への付番目的として検討**
2014年4月政府税制調査会マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ「論点整理」

「その際、預金口座へのマイナンバー付番は、マネーロンダリング対策や、預金保険などでの名寄せ、災害時の迅速な対応といった場面でも、その効果が期待できるとともに、将来的に民間利用が可能となった場合には、金融機関の顧客管理等にも利用できるものとなることも踏まえた検討が必要である。」(「論点整理」7頁)

・ **法改正の提案理由からマネーロンダリング対策が除かれた理由？**

マイナンバー法は利用を限定、現状ではマネロン対策には利用できない

第187回国会 衆議院内閣委(2014年11月5日)の質疑

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案及び国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案審議で

○維新の会松田学委員 今般の法改正で、マネロン対策、本法案の目的達成の上で、これをどういうふうにマイナンバー制度と結びつけて、マイナンバー制度を活用していく可能性があるのかどうか、預金や金融資産にも拡張してこういったことをやっていくべきかどうか……

○山谷国務大臣

マイナンバー法は、マイナンバーの利用を、法律または条例に定める社会保障、税及び災害対策に関する特定の行政事務に限定しており、現状では、犯罪収益移転防止法の取引時確認等にマイナンバーを利用することはできないものと承知をしております。

一方で、マイナンバーの利用範囲の拡大については、国民の理解を得ていくことが重要であることから、公共性の高い分野を中心に、個人情報保護に配慮しつつ、マイナンバーの利用のあり方やメリット、課題等について、内閣官房を中心に総合的な検討がなされているところと承知しており、当面、政府内の検討状況や制度の施行状況等を見守ってまいりたいと思います。

[5]いくつかの論点

1) 特別定額給付金オンライン申請の失敗は、口座とマイナンバーのひも付けが原因か？

* 政府の総括（「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」2020.7.17）

- ・マイナポータルを利用した申請を可能としたことで、これを利用した場合には、前回の定額給付金の交付時(2009年)に比して、申請の受付が開始されるまでの期間や、申請に要する時間は大幅に短縮された。
- ・一方で、申請だけでなく給付に至るまでの手続全体のデジタル化、マイナンバーの活用に係る制度的制約、マイナンバーカードの普及等の課題がある。
- ・デジタル対応が可能となっているにもかかわらず、実運用するための準備不足や、対面・書面を前提とした行政運営により、デジタルが活用されず、迅速な給付等に支障が出たケースもある。

⇒失敗の原因が「マイナンバーと口座がひも付けられていなかったため」とは言っていない

* 失敗の原因は、マイナンバーカード普及ありきで短期間で無理にオンライン申請を実施したから 4/20閣議決定・実施通知→4/30予算成立→5/1受付開始、郵送申請は封筒手配にも時間

・ オンライン申請システムの問題→7/30までに111自治体がオンライン申請を停止・中止

マイナンバーカードの電子証明書の利用……有効期限切れ、暗証番号忘れ・誤入力等
マイナンバーカード、電子証明書を管理するJ-LISのシステムトラブル

マイナポータル利用……重複申請、世帯主・世帯情報の記載誤り、成りすまし申請発生等
オンライン申請で、市区町村で住民票情報等との照合作業の大量発生

※電子証明書のシリアル番号利用がされなかったと国は問題にしているが利用していいのか

・ 事前準備できないスケジュール……受付開始してからシステム改修。自治体の工夫もできず

2) 口座へのマイナンバーのひも付け義務化は可能か？

* 困難な「一生ものの1人1口座の義務づけ」(6月10日の朝日新聞 より)

「担当者らは「検討はこれから」「まだわからない」などと口を閉ざした。「ものすごい難問」と漏らす担当者もあり、新たな方針をどう実現するかは見通せない。

高市氏としては、小さな子どもにも口座を持たせて登録させたい考えだが、法整備には子どもの口座開設の仕組みまで含めて調べる必要がある。

ある内閣府幹部は「口座登録を個人に強制するのは難しく、罰則をつけて禁じるようなことも考えられない。強制してもなかなか登録してもらえないのでは」とみる。そのうえで、「口座を登録しやすい制度を増やすなどして、『全員登録』になるべく近づく落としどころを探るしかないのでは」と話す。

* 登録した口座の更新・メンテナンスはどうするか

いつあるかわからない給付のために、常に口座変更の申請を義務づけられるか

申請義務化しないと使っていない口座に振り込んだり、申請の際に記載した口座と食い違い

* 議員立法案のようにマイナポータルで口座情報を管理できるか

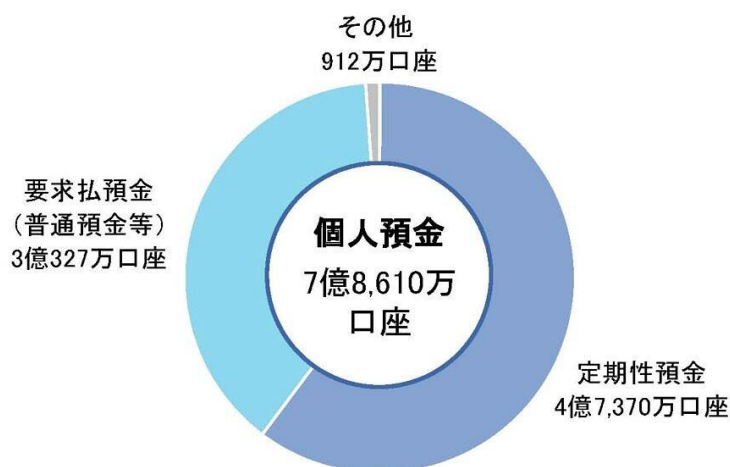
- ・マイナポータル管理の「口座名簿情報」と市町村管理の「給付名簿情報」の口座情報が相違しないか
- ・マイナポータルには個人情報情報を蓄積しないことが、マイナンバー制度の原則

* 個人預貯金口座数は計13億。未使用口座や連絡がとれない口座も多く、既存口座への付番は困難

3. 預金口座への付番の課題(1)

わが国における膨大な銀行口座数

国内銀行の個人預金口座の状況



三井住友銀行の例

個人顧客数	約2,500万人
総個人口座数	約6,100万口座

(資料) 日本銀行「預金者別預金(金額階層別)一覧」より作成

(注1) 2013年9月末時点。

(注2) 国内銀行は、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行。

(ご参考) 2013年9月末時点の信用金庫の個人預金口座数は1億3,675万口座。
2007年9月末時点の郵便貯金の口座数は3億7,775万口座。

3

(出典: 政府税調マイナンバー・税務執行DG第3回2014年2月28日 全国銀行協会太田純企画委員長資料)

3) 口座とマイナンバーのひも付けで迅速正確な給付は実現するか？

＊「遅い」と言うが2009年の定額給付金よりは早い……休日返上・徹夜で作業した自治体の努力
予算成立1カ月時点で定額給付金の3カ月時点の給付を上回る（参院予算委2020年6月11日答弁）

＊特別定額給付金の問題は「遅い」ことではない……給付すべき人に給付できなかったこと

住民登録を要件としたために住民登録のない困窮者に支給できなかったことや、世帯単位のためにDV被害者等を危険に晒したこと（2009定額給付金に比べ若干柔軟な扱いはされたが）

↓

住民登録・住基ネットを基礎とするマイナンバー制度を使い、マイナンバーカードの所持が給付を受ける要件になっていけば、住民登録ができなかったり住民登録地と違うところで暮らさざるをえない不利な立場にいる人たちが、サービス提供から排除されていく

※変化した給付金の目的……困窮者支援ではなく、「国難を克服するための家計への支援」に

- ・特別定額給付金(1人10万円)＝人々が連帯して一致団結し見えざる敵との闘いという国難を克服するため、感染拡大防止に留意しつつ簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う
- ・(旧)生活支援臨時給付金(1世帯30万円)＝感染症の影響を受け収入が減少し、事態収束も見通せずに日々の生活に困窮している方々に対し、迅速に手厚い思い切った支援の手を差し伸べる

＊早く支給したといわれる国は制度が違う……共通番号と口座のひも付けの問題ではない

- ・アメリカ……日本と違い納税を年末調整ではなく確定申告で＝税当局が還付口座を把握
 - ・ドイツ……1983年国勢調査判決で共通番号制度は憲法違反とされ、税番号があるだけ
 - ・韓国……クレジット社会で、緊急災難支援金を原則カード会社に申込み、ポイントで付与
- ※日本でも給付対象者と振込口座がわかれば申請不要で給付＝「ひとり親世帯臨時特別給付金」

誰に何をどのように給付するかという制度設計なしにマイナンバーと口座をひも付けても、口座情報の更新や照合など手間が増えるだけ

4) マイナンバーの口座付番で金融資産把握できるか？

＊「社会保障・税番号大綱」では所得・資産把握の限界を認める

「(2) 番号制度の限界

一方、そのような制度改革と併せても、全てが完全に実現されるわけではない。例えば、全ての取引や所得を把握し不正申告や不正受給をゼロにすることなどは非現実的であり、また、「番号」を利用しても事業所得や海外資産・取引情報の把握には限界があることについて、国民の理解を得ていく必要がある。

しかし、これら全てが完全には実現できないにしても、番号制度の導入と制度改革による一定の改善には大きな意義がある。」(19頁)

＊「口座と結びついていない番号制度はわが国だけ」と森信茂樹氏は主張されるが……

預貯金口座を共通番号で管理している国はない？

森信茂樹東京財団政策研究所研究主幹作成(2020.5)の「諸外国の番号制度と資料情報制度(個人)」表

			日本	アメリカ	イギリス ^(注3)	フランス	スウェーデン
フロー	金融所得	利子	× ^(注1)	○	○	○	○
		配当	○	○	○	○	○
		株式譲渡	○	○	○	○	○ ^(注4)
	事業所得		×	×	×	×	×
	給与所得		○	○	○	○	○
	不動産譲渡		○	○	○	○	○ ^(注4)
	国内送金、預金の入出金		×	○	×	×	不明
	海外送金		○	○	×	△ ^(注2)	不明
ストック	金融資産	預貯金口座開設	×	△ ^(注2)	×	○	× ^(注5)
		株式保有	×	×	○	×	
	不動産		×	×	×	×	
	貴金属		×	×	×	×	
	海外資産		○	○	○	○	

注1:源泉分離課税、注2:但し、記録保存義務あり。当局から要請があれば開示。

注3:イギリスにおいては、法定資料提出義務者は、税務当局の求めに応じて、法定資料を提出しなければならない。

注4:報告対象はいずれも売却価格である。

注5:2008年を最後に富裕税が廃止されたことから、貯蓄残高等、従来報告対象とされていた情報の提出義務がなくなった。

(出典: <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3441>)

5) マイナンバーで「給付の充実」「公正な給付と負担の確保」になるか?

「従来、番号制度は、ともすれば高額所得者に対する所得の捕捉といった観点から議論されることが多かったが、今回導入する番号制度は、主として給付のための「番号」として制度設計することとされている。そのため、低所得で資産も乏しい等、真に手を差し伸べるべき者に対して、給付を充実させるなど、社会保障をよりきめ細やかに、かつ、的確に行うことが重要であり、そのためにも受益・負担の公平性・透明性を高めようとするものである。」(「社会保障・税番号大綱」5頁)

- ・ マイナンバー制度で提供される所得情報は市町村の住民税情報……市町村で把握できている
- ・ 預貯金以外の不動産、貴金属、海外資産(タックス・ヘイブン)などの資産は把握できない
- ・ 「給付付き税額控除」は給付の充実になるか……元はミルトン・フリードマンの「負の消費税」
- ・ 負担軽減目的の「総合合算制度」は、逆に給付抑制にも利用可能(番号制度シンポでの回答)

[1]~[4]は、共通番号いらないネットのスタッフブログに掲載した、「混乱するマイナンバーの口座への付番理由とその狙い」(1)~(4)を再構成し補足したものです

(1) <http://www.jca.apc.org/activist/?p=677>

(2) <http://www.jca.apc.org/activist/?p=702>

(3) <http://www.jca.apc.org/activist/?p=749>

(4) <http://www.jca.apc.org/activist/?p=796>